

埼玉県訓令第6号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
長 課 書 文
長 一 タ セ 興 振 域 地
長 所 務 事 税 県
長 所 務 事 税 車 動 自

を

「
長 課 書 文
長 一 タ セ 興 振 域 地
長 所 務 事 税 県

に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。